

○浜田市附属機関設置条例（抜粋）

平成17年10月1日

条例第18号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜田市が設置する附属機関に関しては、法律又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置等）

第2条 別表に掲げる執行機関に附属機関を置き、その担任事項、委員等の定数、任期及び会議の運営については、同表に掲げるとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、その附属機関が属する執行機関の規則で定める。

別表（第2条関係）

| | |
|---------|--|
| 属する執行機関 | 市長 |
| 附属機関の名称 | 浜田市行財政改革推進委員会 |
| 担任事項 | 浜田市行財政改革大綱及びその実施計画に関する重要な事項について審議し、市長に意見を述べること。 浜田市が行う行財政改革の推進状況について審議し、市長に助言をすること。 |
| 委員等の定数 | 識見者4人以内 各種団体から推薦された者7人以内 その他市長が特に必要と認める者8人以内 |
| 委員等の任期 | 2年 ただし、再任を妨げない。 |
| 会議の定足数 | 委員の半数以上 |
| 表決の方法 | 出席委員の過半数 |